

「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準について

1 趣 旨

「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」（平成20年4月15日付け19経営第7907号経営局長通知。以下「農地・非農地基準」という。）に基づき「非農地」と決定された土地について、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）に残置するか否かの判断基準を定める。

2 「非農地」の基準について

農地・非農地基準においては、「耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとし、これ以外のものは「農地」に該当するものとする」とされている。

- (1) その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
- (2) (1) 以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

3 農用地区域に残置するか否かの判断基準について

- (1) 農用地区域は、市町村の今後の農業振興を図るため、公共投資その他農業振興施策を計画的に実施する区域である。

(2) 農地・非農地基準において「非農地」とされた土地が直ちに農用地区域から除外されることとなると、当該「非農地」周辺の土地において営農活動を行っていた農業者が不利益を被るだけでなく、農業振興施策を効率的に実施することができなくなるおそれがある。

(3) このため、農地・非農地基準において「非農地」とされた土地については、次のいずれにも該当する場合を除き農用地区域から除外せず、農振法第10条第3項に規定する「農用地等とすることが適当な土地」に該当するものとして、農用地区域に残置しておくことが適当である。

① 農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地

② 当該土地を除外（除外後の開発行為を含む。）しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない土地（具体的には以下のア及びイのいずれにも該当する土地）

ア 周辺の農業用排水施設等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない土地

イ 周辺の農用地等において、土砂の流出・崩壊等の災害を発生させるおそれがない土地

(4) なお、現在、農林水産省において検討中の農地政策の見直しの中で、優良農地の確保対策として、

① 農地転用規制の厳格化

② 農業振興地域及び農用地区域へより編入しやすくなるような要件の見直しを検討していることを、現時点において十分に留意する必要がある。